

医 政 発 0 6 2 3 第 1 7 号
令 和 5 年 6 月 2 3 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

産科医療確保事業等実施要綱の一部改正について

産科医療確保事業については、「産科医療確保事業の実施について」（平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知）の別添「産科医療確保事業等実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙「新旧対照表」のとおり改正し、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。